

「市政報告会」にぜひお越しください！

10月12日から11月2日まで


市政報告会で説明する主な内容

- 市の財政状況、行政改革について【総務部】
- 阿蘇中央病院建設の進捗状況、今後の計画について【市民部】
- 学校規模適正化基本計画の進捗状況について【教育部】
- 子育て支援について【市民部】
- 観光振興について【経済部】
- 草原再生と畜産振興について【経済部】
- ※その他に意見交換の時間も設けています。

平成23年度市政報告会を、10月12日頃から11月2日頃まで、市内11ヶ所の会場で開催します。

市政報告会では、主な事業について詳しく内容を説明します。時間は午後7時から午後9時までです。多くの市民の皆様のお越しをお待ちしています。

期 日	会 場	期 日	会 場
10月12日(日)	波野保健福祉センター	10月26日(日)	農村環境改善センター
10月13日(月)	山田小学校体育館	10月27日(月)	坂梨公民館
10月14日(火)	碧水小学校体育館	10月31日(金)	古城公民館
10月18日(土)	乙姫小学校体育館	11月 1日(日)	中通公民館
10月19日(日)	阿蘇西小学校体育館	11月 2日(月)	就業改善センター
10月21日(火)	尾ヶ石東部小学校体育館	※阿蘇市ホームページもご覧ください。	

《問い合わせ先》 総務課 秘書政策室 ☎22-3111  55-3111

阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」・阿蘇中央公園の指定管理者を募集します

▶ あそ☆ビバ



▶ 阿蘇中央公園



民間の能力やノウハウを幅広く活用し、サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として平成24年4月1日からの指定管理者を募集しますので、左記をご参照のうえ応募してください。

- 指定期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間
- 応募資格 詳細については、企画振興課が配布する募集要項をご覧ください。
- 応募方法 募集要項に定める書類を応募受付期間中に企画振興課に提出してください。
- 募集要項配布及び応募受付期間等
 - ▼期間 10月5日(日)～31日(金)（土・日を除く）
 - ▼時間 午前8時30分～午後5時
- 選定 選定にあたっては、応募者の中から総合的に審査して、施設の効用を最大限に発揮できる団体等を指定管理者（候補者）として選定し、市議会の議決を経て正式に決定します。

《問い合わせ先》 企画振興課 地域振興係 ☎22-3169

市有地の売却を行います

条件付一般競争入札により、3件の市有地を売却します

入札に参加される方は、事前に申込みが必要となりますので、次の要領に基づき、お申し込みください。

○ **受付期間**

10月17日(月)から10月28日(金)まで
午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日を除く)

○ **受付場所**

市役所 財政課 管財係

○ **提出物**

▼ 入札参加申込書

▼ 必要添付書類

○ **入札参加条件**

阿蘇市に住民票を有する個人及び営業所を有する法人

○ **入札日時**

11月2日(木) 午後2時

○ **入札場所**

市役所2階会議室

○ **その他**

▼ 入札に参加される方は、入札保証金(自己の入札額の5%以上に相当する額)が必要となりますので当日ご持参ください。



▼ 落札者は、最低売却価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った方となります。

▼ 申請に必要な様式類は財政課に用意してあります。

▼ 阿蘇市ホームページでも様式類を掲載しております。

▼ 詳しくは、財政課までお問い合わせください。

物 件 一 覧

<p>①</p> <p>(所在地) 阿蘇市一の宮町宮地 字西古神4604番25 (地目) 宅地 (地積) 666.09㎡ (最低売却価格) 12,160,000円</p>		
<p>②</p> <p>(所在地) 阿蘇市内牧字中町147番6 (地目) 宅地 (地積) 446.14㎡ (最低売却価格) 8,898,000円</p>		
<p>③</p> <p>(所在地) 阿蘇市一の宮町宮地 字泉1288番12 (地目) 宅地 (地積) 352.32㎡ (最低売却価格) 3,447,000円</p>		



○ 位置図

《問い合わせ先》 財政課 管財係 ☎22-3204

10月から「子ども手当」が変わります 受給するには新たな申請が必要です！！

○手当の月額（平成23年10月分～平成24年3月分）

- 0歳～3歳未満 : 15,000円（一律）
- 3歳～小学校修了前 : 10,000円（第3子以降は15,000円）
- 中学生 : 10,000円（一律）

※10月分～1月分の手当は平成24年2月に、2月・3月分の手当は平成24年6月に支払われます。


- お子さんが海外に住んでいる場合は、原則として子ども手当を受けることはできません。（留学中の場合等を除く。）
- お子さんが児童養護施設などに入所している場合は、原則として入所している施設の設置者等が子ども手当を受け取ります。
- 未成年後見人や父母指定者に対しても、子ども手当は支給されます。
- 監護、生計同一要件を満たす方は複数いる場合は、子どもと同居している方に支給されます。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援する制度であり、中学校修了前の子どもを養育している方が受給することができます。法律改正により、10月分から支給額が次のとおり変わります。

申請が必要

10月分からの子ども手当を受け取るためには、**これまで子ども手当を受給していた方も含めて、対象のお子さんを持つ全ての方は、新たに申請する必要があります。**
※申請書（「認定請求書」）は各家庭に送付しますので忘れずに申請してください。

平成24年3月末までに申請をすれば、10月分から手当を受けることが出来ます。
（平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に、支給要件に該当するようになった場合はその翌月分から支給されます。）

《問い合わせ先》 健康福祉課 子育て支援係 ☎22-3167  56-3167

400mL献血にご協力ください！

献血は身近にできるボランティアです

○10月17日

- ▶オムロン阿蘇株
9:30～11:30
13:00～16:00

○10月26日

- ▶阿蘇地域振興局
9:30～12:00
- ▶阿蘇中央病院
13:30～16:00

【阿蘇ライオンズクラブ主催】

【問い合わせ先】
健康福祉課 ☎22-3167

歩きやすくなった阿蘇中央公園内（内牧）の遊歩道を散策してみませんか？



阿蘇中央公園（「あそ☆びバ」西側）では、日常的に散歩をされる方をよく見かけますが、この度、公園内の遊歩道に木製のチップを敷き詰めました。これは、市民の皆様方が、ウォーキング等において、膝への負担が少しでも軽減できるように、関係者の皆様方のご協力をいただき、健康づくりの一環として設置したものです。
これまで凹凸が多く、歩きにくかった遊歩道内に木製チップを敷いたことで、クッション性が高まり、歩きやすくなっていますので、是非お立ち寄りください。

《問い合わせ先》 企画振興課 地域振興係 ☎22-3169